



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	外貨建て金銭債権・債務の会計処理について
Author(s)	菅原, 秀人
Citation	経済學研究, 35(4), 54-67
Issue Date	1986-03
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/31724
Type	departmental bulletin paper
File Information	35(4)_P54-67.pdf



外貨建て金銭債権・債務の会計処理について

菅 原 秀 人

はじめに

本稿は昭和40年代以降の世界通貨体制の激しい動揺のなかで、これによって惹起される企業会計の主要問題のうち、とくに外貨建て金銭債権・債務の円換算の問題に焦点をあてて、昭和43年5月以降数次にわたる「企業会計上の個別問題に関する意見」の公表ののち、昭和54年6月26日付「外貨建取引等会計処理基準」の設定にいたるまでの、わが国企業会計審議会が上記問題に対処してきた一連の経緯を検討し、そこにおいてとくに留意すべき点を確認しておくことを目的とするものである。

ところで、本稿は上記課題を取り扱った論文の後半部分にあたるものである。前半部分はすでに日本会計学会機関誌『会計』に2回(昭和60年7月、10月)にわけて掲載されているのであるが、文末の付記に記した事情により、後半部分は当学部紀要『経済学研究』に掲載することになったわけである。もしひきつづき『会計』に掲載されるとした場合には(3)、(4)となるべきところであるが、『経済学研究』ではこれを1本にして掲載することとした。

このような次第で、本稿は「外貨建取引等会計処理基準」からはじまることになる。

I 外貨建取引等会計処理基準

昭和51年1月ジャマイカで開催された IMF 暫定委員会は IMF 協定の改訂にかんする合意

に達し、「現実に応じうる体制づくりの作業がここに一応の完成をみた」とされる。すなわち、妥協的な調停の主要なポイントのひとつである為替相場制については、「管理フロートを認め、協定のなかに正式に規定されることになった。いわゆる変動制の認知であ」って、「為替相場制については、過渡期間として、IMF 加盟国では固定平価制、基準相場制、あるいは IMF の管理の下での変動制のいずれも選択できることにする。そして機が熟した時、『安定かつ調整可能な制度』への移行を決める」とするものである¹⁾。

この合意は昭和53年4月に発効し、わが国も変動為替相場制の採用を IMF に通告したのであるが、このような変動相場制のもとで企業会計審議会はおよそ1年余におよぶ審議を経て、昭和54年6月26日「外貨建取引等会計処理基準」を公表し、7月5日には大蔵省証券局長通達「『外貨建取引等会計処理基準』(昭和54年6月26日企業会計審議会報告)の取扱いについて」が発せられた。この通達はそれ以前の個別意見と同様、証券取引法の適用にあたってはこの「基準」を「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」として取り扱うこととし、昭和54年7月10日以後に提出される財務諸表、中間財務諸表および連結財務諸表から「基準」が適用されることとなった。

周知のように、外国為替相場の変動にたいする企業会計上の対応として、企業会計審議会は

1) 「変動相場制を認知した IMF」『エコノミスト』昭和51年1月20日、6頁。

個別意見第一、第三、第四、第五および第六と5次にわたり会計処理の方針・手続を公表してきたところであるが、このたびの外貨建取引等会計処理基準は「国際通貨体制としてのいわゆる変動相場制は、最近かなり定着してきており、また、わが国企業の海外活動も、この制度に慣熟し、外国為替市場の変化に適応した海外活動を行うに至っているように思われる」ので、「この客観情勢に即応した海外活動の包括的・一般的な会計処理基準を示すこと」、また「昭和五十三年三月期以降実施された連結財務諸表制度に関連して、在外子会社等の外貨表示財務諸表項目の換算の基準を示す必要を考慮し」、「外貨建取引等の会計処理及び財務諸表表示に関する一般に公正妥当と認められる基準として」（「外貨建取引等会計処理基準の設定について」）公表されたものである。

昭和54年6月26日付の上記外貨建取引等会計処理基準は決算時における会計処理として、外貨建て短期金銭債権・債務については決算時の為替相場による円換算額を付すること、外貨建て長期金銭債権・債務については取得時または発生時の為替相場による円換算額を付すること、としている。また決算時における換算によって生じた換算差額は当期の為替差損益として処理すること、としている。

個別意見第六では、変動為替相場制のもとでの外貨建て金銭債権・債務について、長期金銭債権・債務は取得時または発生時の為替相場による円換算額を付し、短期金銭債権・債務については決算日の為替相場による円換算額を付すること。ただし、長期金銭債権・債務については為替相場に著しい変動が生じたと認められる場合等には決算日の為替相場による円換算額を付することができること、また短期金銭債権・債務についても取得時または発生時の為替相場による円換算額を付することが相当と認められるときにはその処理をおこなうことができることになっている。

ところが、このたびの「基準」では長期金銭

債権・債務については取得時または発生時の為替相場による円換算額を付すること、また短期金銭債権・債務については決算時の為替相場による円換算額を付すること、とあるのみで、これまでの個別意見にみられるような任意選択の余地はまったく認められていない。この点、個別意見第六からは予想されぬ内容になっているところに、今回の「基準」の大きな特色があるということができるのである²⁾。

もっとも、本「基準」は取引発生時の為替相場および決算時の為替相場について注解を付して、採用すべき為替相場に任意選択の余地があることを示している。すなわち、取引発生時の為替相場としては、取引発生日の直物為替相場または合理的な基礎に基づいて算定された平均相場、たとえば、取引のおこなわれた月または週の前月または前週の直物為替相場の平均値等、直近の一定期間の直物為替相場に基づいて算出されたものとする、ただし、取引発生日の直近の一定の日の直物為替相場、たとえば、取引のおこなわれた月または週の前月もしくは前週の末日、または当月もしくは当週の初日の直物為替相場によることも妨げない（注解3）、とする。

また決算時の為替相場としては、決算日の直物為替相場のほか、決算日の前後一定期間の直物為替相場に基づいて算出された平均相場を用いることができる（注解4）、としている。したがって、為替相場の算定またはそのとりかたいかんによっては複数の換算額が算出されることになるわけで、上記注解3の示すところによっても数個の為替相場が企業による選択の対象として認められることになる。

この点は換算方法自体の問題とは区別される

2) 星 喜義氏（当時、大蔵省証券局企業財務課）は『「基準」は、従来外貨建取引等の会計処理に適用されていた『個別意見第六』を基調として、おおむねその考え方を踏襲している』（『外貨建取引等会計処理基準』と証券取引法上の適用』『会計ジャーナル』昭和54年9月、81頁）といわれるが、果してそうであろうか。

べき性質のものであるから、本稿ではこれ以上にとりあげる予定はないのであるが、しかしながら、換算方法自体にかかわる問題のほかになお上記のような問題もまた外貨建て金銭債権・債務換算会計の多様化＝弾力化につながる問題であることを看過してはなるまい。

II 「基準」にたいする経済界の反応

さて、換算方法それ自体の問題としてはすでに述べたように、本「基準」は長期金銭債権・債務については取得時または発生時の為替相場による円換算額を付すること、また短期金銭債権・債務については決算時の為替相場による円換算額を付すること、として、それ以前の個別意見にみられるような「ただし書き」等による選択の余地を一切認めていない³⁾。したがって、このような内容のものとすることによって企業会計審議会としては、それまでの個別意見との対比を明確にさせることになったわけであって、好むと好まざるとにかかわらず従来の個別意見が内包する問題点、とりわけ、個別意見第五、第六が任意選択制を認め、保守主義的色彩の濃厚な内容のものであった点を浮き彫りにすることとなったのであって、同審議会第一部会長たる番場嘉一郎氏（当時）でさえもこれを卒直に認めざるをえなかったのである。すなわち、外貨建取引等会計処理基準設定の理由にかんする同審議会の公式見解（「外貨建取引等会計処理基準の設定について」）についてはすでにみたところであるが、この点にふれて番場氏は「変動相場制がかなり定着し、わが国企業がこの制度に慣熟してきた現在、この個別意見第六の見直しを行い、応急的なものでなく、あまりにも弾力的に過ぎたものでなく、筋の通った、正常的

・一般的と見られる為替換算基準を作ろう（中略）という意図をもって」（傍点筆者、以下おなじ）審議を進め「十分に審議検討された結果として誕生したのがこの『基準』である」⁴⁾といわれる。

すでに明らかなように、外貨建取引等会計処理基準は長期金銭債権・債務については取引時あるいは発生時のレートを適用し、短期金銭債権・債務については決算時のレートを適用する、とするもので、換算方法の任意選択を認めていない点は「これが一言でいってこの基準の特徴」であること。すなわち、ひとつは、短期金銭債権・債務について決算時のレートを適用し、換算差損益をその期に計上するという点、個別意見では明文が示されていたわけではなかったけれども、換算差益が出る場合にはそれを出さないという保守的取扱いが認められるという解釈があったようであるが、今度は原則としてそれを認めないというのが一つの特徴、もう一つは、長期金銭債権・債務について今度は逆に、なぜこれにも決算日レートを適用しなかったのかという問題がある⁵⁾、といわれているところである。

かくして、大蔵省サイドとしては「今回設定された基準から、短期金銭債権債務の換算に関する保守的な処理の特例措置と長期金銭債権債務の換算に関する特例の措置とが除かれたことにより、基準自体は極めてすっきりした形のも

4) 番場嘉一郎『外貨建取引等会計処理基準』の解説『会計ジャーナル』昭和54年8月、65頁。

なお、同氏は「個別意見第六におきましては、短期金銭債権債務について換算益が出る時には換算がえをしないことを認めるということにしておりましたが、これではあまりにもフリー過ぎるということで短期間の金銭債権債務につきましては、差損が出ようと、差益が出ようとカレント・レートを適用して換算を行うことを要求することにいたしました。これは開示主義を重視したためであります」（番場嘉一郎、緊急座談会『外貨建取引等会計処理基準』の総合解説『企業会計』昭和54年8月、8頁）といわれる。

5) 森田哲哉、座談会「新為替換算会計基準の答要問題」『企業会計』昭和54年9月、44頁。

3) 短期金銭債権・債務については「決算日レートの適用を強制したこと」、「今度はそれが基準上強制されることになったために、保守主義の問題などの関係で多くの議論がありました」（新井清光、緊急座談会『外貨建取引等会計処理基準』の総合解説『企業会計』昭和54年8月、9頁）といわれている。

のとなっている⁶⁾」ことを明言しうる内容になったのであるが、それだけにまた経済界からは強い批判がむけられることになった。従来の数次にわたる個別意見、なかんずく第五、第六と「基準」とを比較したときに、その相違点がきわめて明確であるだけに、個別意見および「基準」のそれぞれの特徴は誰の目にも明らかであり、「基準」の特徴が企業にとって不都合な内容であるとすれば、「基準」にたいする批判の声が実務サイドからあがってくるのはけだし当然のなりゆきといえるであろう。

経済界の反応は総論的にはつぎの理由から歓迎的ではなかった。すなわち、①個別意見第五、第六の公表以来数年を経過して、これらは実務的に定着しているところからみて、とくに一般基準を設定する必要性はみられない。②通貨体制の帰趨が未だ明確でない。③国際的にも換算処理の問題は検討中である。④為替換算差額を損益として認識することの是非が十分に解明されていない、等の理由から、一般基準の設定は時期尚早である、というのが一般的動向であった⁷⁾、とされる。

さらに各論的には以下にみられる論拠から強い批判が展開されることになったのである。

経団連サイドからは「この中では何といっても大きな短期の債権債務の取扱いの問題です。これについては、従来の個別意見第五、第六の考え方を踏襲していただくのが一番いいわけですが、第五、第六のような単純選択の考えは、一般基準にそれを取り入れることはできないということで受け入れられなかった。しかしながら、私どもとしてはやはり保守主義の考え方というものはどういう状況になってもこれが考慮されてしかるべきではないかということをも主張したい」し、今後の問題として「運用面の弾力性と基準自体に対する弾力性という両面

を考えていただきたい⁸⁾」と。

また長期金銭債権・債務についても「長期の金銭債権債務に係わる換算差額のみを不確実性が大きいと認識し、取得日レートを適用している。しかしながら、保守主義の建前からいえば、換算差損は少なくとも当期の損失として認識する途は講じておくべきであった⁹⁾」という。しかし経団連サイドとして「より重要な点は、短期の金銭債権債務に係わる為替換算差益を未実現のものという考え方を打出していないことにある。短期の換算差額は不確実性が少ないものとして、すべて当期の為替損益として処理することを強制した¹⁰⁾」ことにたいする不満はとくに強烈であった。

商社をはじめとする企業サイドからも批判があったことはいうまでもない。「短期についての保守主義の原則が否定されたことは極めて大きな問題であ」って、「企業会計そのものは……本来保守的なものであり、安全性を尊ぶものであることは論を俟たない。短期のものについても翌期実現するまで利益に計上しないとすることはそれほどの超保守主義とは思えない¹¹⁾」と

8) 9) 小山敬治郎(当時、経済団体連合会 理財部長)、緊急座談会『「外貨建取引等会計処理基準」の総合解説』『企業会計』昭和54年8月、10頁。

「現行基準(個別意見第六一菅原)では長期の外貨建て債権債務の処理は『著しく為替相場が変動した場合、決算時レートで換算できる』としていたが、企業の都合に応じて処理基準が変更になりかねない面もあった。かといって長期のものまで決算時のたびにその時点のレートで円換算する必要性も乏しく、脚注で実勢を表示することにした」(黒沢 清『日本経済新聞』昭和54年6月28日)。

10) 窪内義正(当時、経済団体連合会 理財部調査役)『「外貨建取引等会計処理基準」適用に当たってのいくつかの問題点について』『企業会計』昭和54年9月、69～70頁。

11) 工藤吉郎(当時、三井物産監査役)「新基準適用上の問題点をさぐる」『企業会計』昭和54年9月、65～66頁。

しかし「純為替差損は当期損失に計上するが純為替差益については、未決算勘定を設けて、これを繰延べる方法。……超保守主義思考にもとづいた方法といえよう」(辰巳正三『「外貨建取引等会計処理基準」の運用上の実務問題に触れて』『産業経理』昭和54年9月、18頁)という見解もある。

6) 大迫 勝(当時、大蔵省証券局企業財務課上席証券監査官)「外貨換算会計基準の推移」『企業会計』昭和54年9月、86頁。

7) 宮田達郎『外貨建取引等会計処理基準十講(改訂版)』昭和59年12月、11～12頁。

いう。さらにはまた「意見第六は……たとえなお問題が残されているにしても、一応の帰着を示していた点で高く評価されていた。即ち、一応保守主義の考え方をとった上で長短金銭債権債務の会計処理を示しながら『相当と認められるとき』『著しい変動が生じた場合には』別途の換算基準が選択できた。これは自由勝手に、企業の恣意的選択に委ねられて、会計処理基準として不適当であるとする向きもあるが、多種多様な業種と契約形式にフィットできる点と根底に保守主義がとられている点又継続性の枠で企業の恣意性が回避できていた点で各方面の支持を得ていた」¹²⁾として、「基準」設定の必要性を認めたいとする見解もみられる。

そしてこのような批判のなかから「そもそも決算時において外貨建資産負債について換算替を行う必要があるものであろうか」¹³⁾とされ、「より本質的な未実現為替換算差益の排除方法としては、差益が生ずる場合には換算そのものを差控えることであろう。換算そのものを行わない方法が最善の策であ」¹⁴⁾り、「外貨建債権債務の換算は取得日レートとして、決算日レートによる換算を注記することに止めることはできないか」¹⁵⁾といわれることになる。

『会計ジャーナル』誌は特集「外貨建取引等会計処理の実務」の前文で、「今回企業会計審議会では果敢に外貨換算の包括的な会計処理基準を発表した」¹⁶⁾と記しているが、そこにいう「果敢に」なる言葉はひとつには「個別意見第六によりいちおうの会計慣行がまがりなりにも成立しているとみられる現在、かかる『基準』がなぜ、いま、かかる内容をもって設定されるにいたったのか」¹⁷⁾という疑念に発するもので

はなかったのであろうか。

III 「基準」にいう「別途の考慮」

外貨建取引等会計処理基準はその前文「外貨建取引等会計処理基準の設定について」のなかで「為替相場の変動を企業会計上認識するにあたり、当該変動が企業会計に与えた確定的な影響すなわち為替換算差益のみを認識する考え方及び為替換算差額等当該変動が企業会計に与えている暫定的な影響をも認識する考え方のうちいずれの考え方を重視すべきか」については、「今日の企業会計においては、損益計算上不確実な換算差益を計上しないという単純な考え方は採られておらず、むしろ最近では企業内容の開示の観点から公表財務諸表において企業の財務内容の判断に必要なすべての情報の開示を強調する考え方が高まってきている。これらの点を併せ考慮し、……後者の考え方も十分に考慮に入れる必要があるとの立場を採り、為替変動の暫定的な影響をも認識することが妥当であるとの考え方を採択した」として、本「基準」のとの立場を説明している。

外貨建て短期金銭債権・債務に決算時の為替相場による円換算額を付すること、としているのは、まさに上記立場に由来するものであるとおもわれるが、さきの引用文にはさらにつぎの「ただし書き」が続く。すなわち、「ただし、為替相場の変動によって生じた換算差額が不確実なものであるという考え方を考慮すれば、本基準によって算出された換算差額については、これを確定的な利益として認識するかどうかに関して別途の考慮を必要とする場合もあろう」というのがこれである。

経済界をはじめ関係者のあいだでは、この「ただし書き」の解釈をめぐる議論のあったところであって、「これが一時、世上に大きな誤解を流布した」¹⁸⁾とされる。それは「基準」の前記

頁。

18) 19) 宮田達郎、前掲書、25頁。

12) 北島富雄（当時、新日本製鉄常任監査役）「外貨建取引等会計処理基準に関する所感」『産業経理』昭和54年9月、10頁。

13) 工藤吉郎、同前、65頁。

14) 窪内義正、同前、72頁。

15) 北島富雄、同前、15頁。

16) 『会計ジャーナル』昭和54年9月、75頁。

17) 村山徳五郎（当時、企業会計審議会臨時委員）「『外貨建取引等会計処理基準』の成立とその適用について」『会計ジャーナル』昭和54年9月、76

ただし書きが個別意見第六の文章とおなじ趣旨であって、本「基準」設定後もそれまでどおりの慣行を守ることができるのではないかというのが「誤解の基であ」ったので、「企業会計審議会と日本公認会計士協会とは、機会あるごとに、かかる解釈はとらないと言明したので、『基準』設定後比較的短期間のうちにこの誤解はとけた」¹⁹⁾とされる。

すでにみたとおり、個別意見第六では外貨建ての短期金銭債権・債務については、決算時の為替相場による円換算額を付すること、ただし、取得時または発生時の為替相場による円換算額を付することが相当と認められるときには、当該為替相場による円換算額を付することができる、とされている。ここに「相当と認められるとき」とは、「基準」にいう「別途の考慮を必要とする場合」に該当するのではないか、という解釈をめぐっての問題である。

企業会計審議会サイドからは「要するに、この文章（「別途の考慮」——菅原）の趣旨は……個別意見第六の『相当と認められる……』という文言の趣旨（換算基準の選択にあたって HR（取得時レート——菅原）でもよいとする趣旨）ではなくて、主として税法上の配慮（損益をすべて、又はいかなる場合でも課税所得として算入せしめるべきかどうかについての別途の考慮）を求める趣旨であると解される」²⁰⁾として、換算差益は暫定的なものであるから、換算差益をそのまま処分可能利益（とくに課税所得）として認識することにたいする配慮である、とされる。

大蔵省サイドからも「ディスクローズはするけれども、換算差額に対しては保守的な観点から別の処理をするなどの配慮があっているのではないか」²¹⁾といわれる。

「基準」の前文では前記ただし書きのほかに

20) 新井清光「外貨建取引に関する会計処理基準」『企業会計』昭和54年9月、21頁。

21) 大迫 勝、座談会「新為替換算会計基準の重要問題」『企業会計』昭和54年9月、50頁。

なお、「著しい為替相場の変動が生じた場合、通貨体制が変更された場合等、本基準を適用することが適当でないと認められる場合は、別途適切な措置を講ずることが必要となるであろう」と記されているが、このような異常事態が生じた場合には「関係者が協議し適切な措置が示されることになる。なお、企業会計審議会の席上、この適切な処置は、日本公認会計士協会で示すのが妥当であろうとの意見も出されていた」²²⁾といわれる。

IV 日本公認会計士協会監査第一委員会報告第46号

日本公認会計士協会は昭和59年1月18日、監査第一委員会報告第46号「外貨建短期金銭債権債務に関する当面の監査上の取扱い」を公表した。これにより外貨建取引等会計処理基準にたいする実務上の特別措置が公認されることになるが、これこそ「『基準』前文のただし書きを根拠とする『別途の考慮』にはかならない」²³⁾とされる。この場合、企業会計審議会は「別途の考慮」については決算日レート法と取得時レート法との選択適用とするか、または決算日レート法と決算日レート法で換算した換算差損益相当額を繰延べ処理する方法との選択適用とするか、の方向を示した上で実務上の対応の検討を公認会計士協会にたいして要請した、といわれている²⁴⁾。

いずれにせよ、企業会計審議会としては現行「外貨建取引等会計処理基準」の枠内で実務上の対応措置を講ずることとし、当面の監査上の

22) 星 喜義「『外貨建取引等会計処理基準』と証券取引法の適用」『会計ジャーナル』昭和54年9月、86頁。

23) 宮田達郎、前掲書、26頁。

24) 斎藤昭一「外貨建金銭債権債務はどう換算するのか」『企業会計』昭和59年4月、41頁。なお斎藤氏は「『現行基準』にいう別途の考慮を、企業会計審議会ではなく、日本公認会計士協会が措置したが、この措置については議論があるものと思われる」といわれる。

取扱いの問題として日本公認会計士協会にその検討を正式に依頼した(昭和58年11月30日)とされる。上記同協会監査第一委員会報告第46号はこのような経緯を経て公表されたものである。

同報告第46号によれば「外貨建取引等会計処理基準(昭和54年6月26日、企業会計審議会設定)により、外貨建短期金銭債権債務……は決算時において決算時の為替相場による円換算額を付し、この換算によって生じた換算差額は、当期の為替差損益として処理することとされている。しかしながら、為替相場が短期的にも著しく不規則な変動をしている実情からみて、実務上の特別の対応が要請されるに至っている。このような状況にかんがみ、外貨建短期金銭債権債務については、当面、監査上次のとおり取り扱うものとする」という前文があり、これについてつぎのようにいう。すなわち、「外貨建短期金銭債権債務の決算時における処理は、外貨建取引等会計処理基準によることを原則とする。ただし、昭和59年3月31日以後最初に終了する事業年度において次の方法を採用し、その後の事業年度においてこれを継続適用している場合は、当分の間、監査上妥当なものとして取り扱うことができるものとする」として、「外貨建短期金銭債権債務につき、決算時における円換算額として取得時又は発生時の為替相場による円換算額を付し、決算時の為替相場による円換算額及び換算差額を財務諸表に注記する方法」をあげている。つまり、短期金銭債権・債務については決算時の為替相場による換算と取得時または発生時の為替相場による換算との選択適用を認める、とするわけである。これにより企業は短期金銭債権・債務につき換算差損計上の道を選ぶか(この場合には為替環境の変化により換算差益計上を余儀なくされる場合もありうる)、それとも換算差益不計上の道を選ぶか(この場合には換算差損計上の可能性を断念せざるをえない)、その選択を認められることになるわけで、適用時期の限定および継続性原則の

適用を条件とするものであるとはいえ、従来の保守主義的選択適用がここに復活したことになる。長期金銭債権・債務については取得時または発生時の為替相場による円換算しか認められないのであるから、換算差益の計上はありえないわけで、短期金銭債権・債務の換算にたいする選択適用の復活によって、ここに換算差益の不計上は全面的に保障されることになる。

なお上記に関連して、外貨建て金銭債権・債務換算基準の設定過程において「本来の建前」とされてきたとおもわれる現金等価の原則が跡形もなく後退してしまうことについても留意する必要がある。

さて、みられるように監査第一委員会報告第46号の前文では「為替相場が短期的にも著しく不規則な変動をしている実情からみて、実務上の特別の対応が要請される」というのであるが、この点につき筆者は少なからず疑義を抱くものである。ただしこの場合、特別の対応等につき検討の要請を受けた側に問題があるのではなくて、そのような要請をおこなった側に問題があることはいうまでもないところであって、企業会計審議会としては現実に進行している「不規則な変動」を自らの目で観察し確認しつつ、または確認した上で、そのような為替環境にあっても妥当するものとして昭和54年6月に外貨建取引等会計処理基準を設定したのではなかったのであろうか。

昭和48年3月29日に個別意見第6が公表され、昭和54年6月26日に外貨建取引等会計処理基準が設定されたが、この間、昭和48年4月以降昭和54年5月にいたる6年余において、円の対米ドル・レートは最高値184円10銭(昭和53年10月)、最低値は305円20銭(昭和50年12月)であったから、その値幅は121円10銭で、とくに昭和52年以降、激しい為替相場の変動があった。外貨建取引等会計処理基準の審議は外国為替相場のこのような激変開始後の為替環境のもとでおこなわれたものであったはずである。他方、同「基準」設定以降、昭和59年1月の前記

「監査上の取扱い」が公表されるまでの5年近くの期間における外国為替相場の変動は、円の最高値202円00銭（昭和56年1月）、最安値271円40銭（昭和57年10月）であって、その値幅は69円40銭であるから、「基準」設定にいたるまでの数年間の値幅との比較ではその60%弱ではない。また暦年別にみても、昭和52年の高値と安値の幅は49円80銭、53年は57円00銭であるのにたいして、「基準」設定後の昭和55年42円50銭、56年31円70銭、57年46円80銭、58年11円40銭であった²⁵⁾。

「基準」設定前の為替相場の激しい変動について『エコノミスト』誌は昭和53年4月4日号で「昨年秋以降激しさを増した円高傾向は、文字どおり、とどまるところを知らない勢いである。一体、円高はどこまで進むのだろうか。円高傾向はこのままとまらないものなのだろうか」（10頁）といい、4月11日号は「トビックス」のひとつとして「止まらぬ急ピッチの円高相場」、また対談として「円高新記録と輸出産業」を掲載。つづく4月18日号では「円高を防ぐ妙手はあるか」、同25日号では「円高を不況脱出のテコに」と題する論文を掲載し、また景気指標欄の「円高とGNP成長率」では「為替相場が激しく動き始めたのは2月中旬であったが、その後の円高のピッチはだれも予想しなかった急激なものである。ドル相場が230円を割ったのは3月24日、220円を割ったのは4月3日である。1ドル210円台という円高水準で、日本経済はどうなるであろうか。円高のデフレ効果を懸念する声強い」とし、「国民経済研は、210円台という一段の円高を想定」していると記している（52頁）。

外貨建取引等会計処理基準はこの翌年の6月に設定されたのであるから、右のような急激な為替相場の変動をふまえた上での「基準」の設定であったはずである。念のためいまいちど為替相場をみておこう。「基準」設定前の1年間

の対米ドル・円レートは最高値184円10銭（昭和53年10月）、最安値218円90銭（昭和54年6月）。これにたいして監査第一委員会報告第46号が公表されるまでの1年間の対米ドル・円レートは最高値232円90銭（昭和58年10月）、最安値244円30銭（昭和58年8月）。その値幅は前者の34円80銭にたいし、後者は11円40銭にすぎなかった。

このようにみえてくると、前記「特別の対応」が必要な理由を為替相場の「短期的にも著しく不規則な変動」に求めることはそもそも無理といわなければならぬと解されるのである。

さて、「監査上の取扱い」にたいしては「長短期を問わず貨幣性資産負債は決算日レートで換算するという貨幣・非貨幣法の基本原理との乖離の幅を大きくし、また国際的潮流にも逆行するものである」²⁶⁾とする批判もあるのであるが、いずれにもせよ、さきにみたように「今回設定された基準から、短期金銭債権債務の換算に関する保守的な処理の特例措置と長期金銭債権債務の換算に関する特例の措置とが除かれたことにより、基準自体は極めてすっきりした形のものとなっている」とされた「基準」は、設定以来数年にして全面的ではないにせよ、経済界の渴望する換算処理方法の選択的適用の容認へと逆戻りすることとなったのである。そしてこの逆戻りによってすでに述べたように、換算差益については全面的にその不計上が保障されることになったのである。

昭和54年6月の外貨建取引等会計処理基準はそれまでのような恣意性介入の余地の大きい弾力的会計処理の方法を清算したものであるようにみえたが、しかしながら将来の状況いかによっては再び過去への回帰もありうるとする、その可能性を内包するものであった。そして、その可能性の実現方策の検討については当面、日本公認会計士協会に要請するという形をとることによって、「基準」の後退を是認しうるものとし、識者をして納得させうる積極的な理由

25) 対米ドル・円相場は各月直物終値。昭和54年3月まではIFS、それ以降はIMFによる。

26) 宮田達郎、前掲書、49頁。

も見当らぬ時期にその後退を現実のものたらしめたのである。

V 為替換算会計制度化の特徴

以上、外貨建て金銭債権・債務の換算につき、

昭和43年5月の個別意見第一から昭和54年6月の外貨建取引等会計処理基準（昭和59年1月の「外貨建短期金銭債権債務に関する当面の監査上の取扱いについて」をふくむ）までの経緯につきみてきたが、それぞれの個別意見等の特徴や問題点を指摘するにあたっては、企業会計審

表 1 個 別 意 見 等 の 公 表 経 過

年月日	個 別 意 見 等	適 用 年 度	備 考
昭43. 5. 2	個 1 「外国通貨の平価切下げに伴う会計処理に関する意見」	平価切下げ後最初の決算期	昭和42年11月8日、英ポンドの平価切下げ
昭46. 9. 21	個 3 「外国為替相場の変動幅制限停止に伴う外貨建資産等の会計処理に関する意見」	右の措置後到来する決算期	昭和46年8月28日、外国為替の売買相場についての従来の変動幅を暫定的に停止する措置
昭46. 12. 24	個 4 「基準外国為替相場の変更に伴う外貨建資産等の会計処理に関する意見」	右の措置がとられた日をふくむ決算期	昭和46年12月20日、基準外国為替相場を変更する措置
昭47. 7. 7	個 5 「現行通貨体制のもとにおける外貨建資産等の会計処理に関する意見」	個 4 の会計処理がおこなわれた後の現行通貨体制のもとにおける各決算期	
昭48. 3. 29	個 6 「外国為替相場の変動幅制限停止中における外貨建資産等の会計処理に関する意見」	右の措置のもとで到来する各決算期	昭和48年2月14日、外国為替の売買相場についての従来の変動幅の制限を当分の間停止する措置
昭54. 6. 26	「外貨建取引等会計処理基準」	昭和54年10月1日以降開始の各決算期	変動相場制の定着。企業もこの制度に慣熟。よって海外活動の包括的・一般的な会計処理基準を示す
昭59. 1. 18	公認会計士協会監査第一委員会報告第46号「外貨建短期金銭債権債務に関する当面の監査上の取扱いについて」	昭和59年3月31日以後最初の決算期	為替相場の著しい変動にかんがみ、実務上の特別の取扱い

備考：個 1 は個別意見第 1 を示す。以下同様。

表 2 外貨建て金銭債権・債務の換算基準

年月日	個 別 意 見 等	外貨建て長期金銭債権・債務	外貨建て短期金銭債権・債務
昭43. 5. 2	個 1	☐ 本	●
昭46. 9. 21	個 3	☐ 本 ☐ 本	● ● ○
昭46. 12. 24	個 4	☐ 本	●
昭47. 7. 7	個 5	☐ 本 ☐ 本	● ◎
昭48. 3. 29	個 6	☐ 本 ☐ 本	● ◎
昭54. 6. 26	外貨建取引等会計処理基準	○	●
昭59. 1. 18	監査第一委員会報告第46号		◎

備考：○は取得時または発生時の為替相場による換算。

●は決算日の為替相場による換算。

◎は条件つき。

本は保守的処理。

□は選択適用。

議会委員はじめ関係者の解説、所見、批判、要望等に留意しつつ、筆者の独断ないし偏見に陥ることなきようつとめたつもりである。

さて、上記の経緯を一覧として示したものが表1および表2である。個別意見第一では一般に外貨建て金銭債権にかかる為替換算差損が憂慮される状況のなかで、会計実務および制度の面ではとくに外貨建て金銭債務にかかる換算差益の処理にたいする格別の配慮（保守主義的方向での）がおこなわれていることに留意する必要がある。

個別意見第三は一見して、換算の弾力的取り扱いが明瞭である。「個別意見第三は、三つの換算方法の選択適用が認められている弾力的なものである点において、その基準性の面からはとかくの批判があったものである」²⁷⁾とする一文は、大蔵省サイドでさえも卒直に認めざるをえなかった程の換算処理の融通無碍なる弾力性を指摘したものといえよう。「しかしながら、この意見が出された当時、未だ国際通貨体制の帰趨がはっきりしていなかったことおよび変動相場制は初めての経験であり、わが国企業が為替相場の変動に何らかの対応策をとっていなかったので、膨大な為替損の発生に対する激変緩和に考慮を払う必要があったという事情をしんしゃくする必要がある」²⁸⁾として、その弾力性にたいしては理解を示しているのであるが、しかしながら、いかなる事情によるとはいえ、これでは一般に公正妥当な企業会計の基準とされるものにたいする疑念と批判を招くことは誰の目にも明らかであるといえるのではないが。

ところで、個別意見第三でさえも換算方法は3通りであるが、個別意見第五および第六では条件つきとはいいながら換算方法は4通りになるから、換算の会計処理は個別意見第三の場合よりも一層弾力的になるわけであって、前述のように個別意見第三が「その基準性の面からはとかくの批判があった」とすれば、個別意見第

五、第六はそれ以上のきびしい批判を浴びなければならぬことになる。

表2にみられるように、昭和43年5月の個別意見第一以来、59年1月の「監査上の取扱い」にいたる間、長期、短期各別に、○印と●印とのいり乱れたる図はまさに大筋において換算方法選択の自由を物語るものであって、国際通貨体制の動揺による為替相場の変動にその都度対処すべく取り組んできた企業会計審議会の苦悩と努力を反映するものであるとしても、そこに一貫して流れる保守主義的思考を背景とした為替換算処理方法の任意選択＝為替換算会計の弾力化こそ、全体を通しての基本的特徴であることを指摘しないわけにはいかない。

とくに昭和46年9月の個別意見第三から54年6月の外貨建取引等会計処理基準にいたるまでの8年間は、4次にわたって個別意見が公表されたにもかかわらず、実質的には為替換算会計の基準はなきにも等しいといえるべく、したがって、証券取引法上の公認会計士による会計監査においても「継続性原則」適用チェックの余地はないのも同然というほかはなかったのである。げんに当時、日本公認会計士協会東京会の茂木誠陸会長が「本書は、少なくとも現段階では、為替変動会計に関して、わが国で唯一の権威ある書物」²⁹⁾と自負された同会編集の書物のなかにつぎのような記述がある。

「個別意見に示される会計処理は……公正妥当な方法である。しかし、公正妥当な方法から他の公正妥当な方法への必然的修正は、客観的事実の変化による会計処理等の修正であって、継続性に関係のない修正である。（中略）円切上げ時を含む決算期において、意見第三に示された会計処理から意見第四に示す会計処理に変更しても、また、意見第四の会計処理から意見第五が最初に適用される決算期に会計処理を変更しても継続性の問題としては取り扱われない。ただし、現行通貨体制のもとにおける各

27) 28) 大迫 勝「外貨換算会計の推移」『企業会計』昭和54年9月、85頁。

29) 日本公認会計士協会東京会編『為替変動会計』昭和49年6月、序文2頁。

決算期においては、意見第五に示す会計処理については継続的適用の問題として取り扱われる³⁰⁾と。

上記文章の末尾「ただし書き」の点についても、昭和48年2月14日にそれまでの為替相場の変動幅制限を当分の間停止する措置がとられたので（個別意見第五の公表は昭和47年7月7日）、個別意見第五にいう各決算期の継続的適用の問題は実際には生ずる余地なしということであった。

このようにみえてくると、もともと会計方法の任意選択なるものは継続性原則との抱きあわせ、すなわち、両者をワン・セットにしてはじめて認められるとするのが一般に公正妥当と認められる企業会計の基準のとする立場であるはずなのに、個別意見が短期間のうちにつぎつぎと公表されていく過程では任意選択のみがあって、「継続性原則」発動の余地はなし、という状態であったということになる³¹⁾。

かくして、外貨建て長期金銭債権・債務については取得時または発生時の為替相場による換算によって換算差益の計上を回避しつつ、換算差損を計上するか否かについては企業の政策的判断による任意選択を認めることとする。短期金銭債権・債務については決算日の為替相場による換算をおこなうこととするものの、それに

よって換算差益が生ずる場合には取得時または発生時の為替相場による換算をおこなうことを認めて、換算差益を計上しなくてすむようにすること。これを要するに、換算差損にたいしては計上できる道を開いておき、他方、換算差益にたいしてはこれを計上しないですむ道を残しておくことが、わが国の為替換算会計制度化を貫く基本的思考であり、また特徴であって、それがあつた場合には部分的発現に止まり、ある場合には全面的に発現したものとなるのである。

VI 為替換算会計実務の実態

本節ではこれまでに述べてきたところを念頭におきながら、わが国大手商社における外貨建て金銭債権・債務換算会計の実態をみておくことにする。

表3はわが国商社のうち上位5社につき昭和46年9月期以降昭和56年3月期までの外貨建て金銭債権・債務の換算会計実務の実態を示したものであるが、以下とくに換算方法の変更が頻繁におこなわれた丸紅、住友商事の両社について考察することとしたい。

表3に明らかなように、両社ともに昭和47年9月期から昭和50年3月期ないし51年3月期にいたる数事業年度において每期、換算方法の変更をおこなっている。昭和46年9月に個別意見第三、同年12月個別意見第4、昭和47年7月個別意見第五、昭和48年3月個別意見第六と、わずか1年半の間にあいついで個別意見がそのときどきの外国為替環境の変化に対処すべく公表されたことはすでに述べたところであるが、以下に考察の対象とした期間は上記期間の後半と、それにつづく若干の事業年度ということになる。

丸紅は昭和47年9月期決算においてそれまでの短期、長期金銭債権・債務＝決算日レート法（以下、C法）から短期金銭債権・債務＝取得時または発生時レート法（以下、H法）に変更した。前期はC法であったから正味換算差損35

30) 田口秀夫「為替変動と監査」『為替変動会計』246～247頁。

31) 新井清光氏は「継続性の実態につき以下のようにいわれる。

「『監査証明省令』によれば、会社の重要項目に関する会計処理の基準に変更があつた場合には、その理由の正当性のいかんにかかわらず、当該変更のあつた旨を監査報告書に記載しなければならないはずであるのに、これを記載していない（つまり除外事項を示していない）ケースが多いようである。例えば、……石油各社はこれまで為替換算方法の変更をかなり頻繁に行つてきており、しかもその変更の影響は……相当の重要性をもっているにもかかわらず、監査報告書上、この換算方法の変更を除外事項として指摘しているケースはわずか一件のみである」（『継続性の原則を考へる』『企業会計』昭和52年1月、52～53頁）と。

表 3 為替換算会計実務の実態 (商社)

期 会社	46/9	47/3	47/9	48/3	48/9	49/3	49/9	50/3	51/3	52/3	53/3	54/3	55/3	56/3
三 菱 商 事	●	●	○	●		○	○	○	○	○	●	○	○	●
	●	●	○	●		○	○	○	○	○	●	○	○	○
			▲	▲							▲			▲
三 井 物 産	●	●	●	●	●	●	●	○	○	○	●	●	○	●
	●	●	○	●	●	○	○	○	○	○	●	○	○	○
			▲	▲	▲			▲			▲			▲
伊 藤 忠	●	●	●	○	●	○	○	○	●	●	●	●	●	●
	●	●	●	○	●	○	○	○	○	○	●	●	●	●
				▲	▲				△					
丸 紅	●	●	○	●	●	○	●	○	●	●	●	●	●	○
	●	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			▲	▲	▲	▲	▲	▲	△					
住 友 商 事	●	●	●	○	●	○	●	○	○	○	○	○	●	●
	●	●	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			▲	▲	▲	▲	▲	▲				▲		

備考：『有価証券報告書』により作成。

上段は外貨建て短期金銭債権・債務。

中段は外貨建て長期金銭債権・債務。

下段は監査報告書上、為替換替方法の変更にたいする2号限定の有無。△は「あり」、▲は「なし」。

●は決算日の為替相場による換算、○は取得時または発生時の為替相場による換算。●は決算日レート法なるも、一部取得日レート法、●は取得日レート法なるも、一部決算日レート法。

億円（前々期同58億円）が計上されたが、当期は短期金銭債権・債務をH法に変更することにより正味換算差益170百万円を不計上としたばかりでなく、10億円を為替損失準備金として繰り入れをおこなっている。この為替損失準備金については監査報告書上、一号限定が付けられたが、換算方法の変更にたいする二号限定はない。

翌48年3月期には再び短期金銭債権・債務の換算方法を変更して、短期、長期ともにC法とした。この変更により為替換算差損21億円を計上。翌期（同年9月期）には長期金銭債権・債務をH法に変更、短期金銭債権・債務にかかる換算差損319百万円計上のほかに為替損失準備金の繰り入れを20億円（つまり倍額）とした。このときも監査報告書上、一号限定はあっても

二号限定はない。つづく昭和49年3月期には短期、長期ともにH法によることとした（変更）。この変更により短期金銭債権の換算差益535百万円、短期金銭債務の換算差益6,720百万円、計約73億円の換算差益（多国間貿易により債権・債務ともに換算差益を生じた）を不計上とすることができた。翌期（同年9月期）には短期金銭債権・債務のみC法に変更、これにより為替換算差損148百万円を計上することができた。つづく50年3月期には再び短期、長期ともにH法に変更し、これによって短期金銭債権・債務にかかる正味換算差益10億円を不計上としたが、二号限定はない。さらに51年3月期には短期金銭債権のみC法に変更。このときは税法改正との関連から約20億円の換算差益が計上され、二号限定が付けられた。

住友商事は昭和47年9月期に、前期までは短期金銭債権・債務、長期金銭債権・債務ともにC法であったのを、長期金銭債権・債務についてはH法（英ポンドのみC法）へと変更した。翌48年3月期には前期と逆に短期＝H法、長期＝C法として短期金銭債権・債務にかかる正味換算差益19億円を不計上としつつ、他方では長期金銭債権・債務にかかる正味換算差損20億円を計上している。監査報告書に換算方法の変更にたいする二号限定はない。換算方法の変更は毎期つづく。昭和48年9月期には再び前期とは逆に短期＝C法、長期＝H法として、この変更によりこの期にはまったく珍らしいことであるが、「外貨建債権債務換算益」19億円が計上された。つづく49年3月期は短期、長期ともにH法として、短期金銭債権にかかる換算差益35百万円、短期金銭債務にかかる換算差益1,722百万円、計約18億円の換算差益を不計上とした。つづく49年9月期には前々期とおなじ換算、すなわち、短期＝C法、長期＝H法として、短期金銭債権・債務にかかる正味換算差損171百万円を計上している。翌50年3月期には再び前々期の方法に戻り、短期、長期ともにH法として短期金銭債権・債務にかかる正味換算差益630百万円を不計上とした。以上いずれの事業年度の監査報告書にも換算方法の変更にたいする二号限定はない。住友商事のこのような換算会計実務の実態は丸紅同様、「論より証拠」といおうか、まことに見事というほかはない。

以上により、丸紅、住友商事両社における外貨建て金銭債権・債務換算方法の変更と、その変更による換算差益の不計上と換算差損の計上の実態をみてきたわけであるが、そこには「換算差益は計上せず、換算差損は計上せざるべからず」とする両社の年度決算の方針が実に鮮明かつ典型的に示されていることを確認できる。いずれの事業年度においても換算差益を計上せずにすませる換算方法と、換算差損を計上できる換算方法とをたくみに使いわけて利益を過小

に計上することが、両者のような大企業の基本的決算政策であることが明確に知られるのであって、これを保障する装置として換算方法の任意選択制が不可欠になる。また監査報告書上、換算方法の変更にたいする二号限定がほとんど見当らぬのは、考察対象期間中、継続性原則発動の余地がなかったことを物語っている。かくてここにみるかぎり、換算の実務は両社の決算政策にそってまったく自由奔放におこなわれていたといえるのである。

外貨建て金銭債権・債務にかかる換算にみられる丸紅、住友商事両社の実態は表3記載の他の3社、すなわち、三菱商事、三井物産および伊藤忠についても程度の差こそあれ、同様のことが指摘できるのであるが、これはまた、ひとり商社にかぎられたことではなく、他の業種についても抽出調査の結果からすれば大なり小なり同様のことがいえるのである。ただ丸紅や住友商事の場合にはそれがとくに典型的にあらわれているケースであるということになるわけである。

む す び

以上、わが国における外貨建て金銭債権・債務換算会計制度化の経緯を検討することによって、そこにみられる特徴点を明らかにし、もってその背景に流れる保守主義を軸とする基本的会計思考に留意する必要があることをみてきた。

一言をもってすれば、わが国における外貨建て金銭債権・債務換算会計の制度化はタテ糸たる保守主義と、ヨコ糸たる換算方法の多様化＝任意選択制とが織りなす織物にもたとえうるものであり、そこにみられる特徴は資本主義企業会計のすべての面に共通する特徴の、為替換算会計領域における発現にほかならぬということができるのである。

<付 記>

本稿はさきに日本会計学会機関誌『会計』（昭和60年7月および10月）に掲載された「外貨建て金銭債権・債務の会計処理について」(1), (2)につづく内容のものである。

過日、同学会にたいし、かなり以前に送付済みの拙稿(3)の初校のおくれにつき問いあわせたところ、たいへん原稿がこんでいることがおくれの理由であるとのことであった。

もともと、学会からの原稿依頼により執筆したものではありませんが、上記事情およびその他を考慮すれ

ば、(3)および、これにつづく予定の(4)の掲載は相当にまのびしたことになることはさけられぬ状況にあると判断し、前記(3)の原稿を返送ねがって、(3)および(4)を一括して当学部紀要に掲載することにしたのが本稿である。

当初は原稿(1)から(4)まで各節に通し番号を付することとして、(2)まではそのようにしたが、上記事情により本稿では新規に番号を付することとしたほか、「注」の記載等につき一部変更したところがある。

以上御了承いただければ幸いである。

(1985. 11. 28)